

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県議会の考え方(対応方針)

山梨県手話言語条例(素案)

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県議会の考え方(対応方針)
1	前文	サークルで手話を学ぶ、また手奉仕員で手話の講座を受けるなど手話通訳者ではないが、手話ができる人と考えた時、心を通わせた対応をできる、ろう者がどこに行っても、ちょっとした会話をしてくれる人と考えて条例の中に、活動の場が増える対応を考えてほしい。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、手話言語に対する県民の理解の促進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して参ります。
2	前文	聴覚障害者は、これまでも不平等、不便の中で生活されており、現在も厳しい環境で生活されています。是非とも、山梨県手話言語条例を制定していただきたい。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
3	前文	全ての人々が生活に支障をきたさない生活を憲法が保障している。ろう者がこのような生活を過ごす上でこの条例は必要であると考えます。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
4	前文	全文の中に記されてあった「第二次世界大戦後まもなく、」ではなく「終戦前」です。「大正八年四月、甲府市内において私立訓盲院が誕生し、」に修正した方が望ましいと思いますが、ご検討をお願い申し上げます。	1	【反映困難】 私立訓盲院についてはご意見のとおりですが、本県で盲ろう教育が実践されたのは昭和23年のことであるため、このとおりとしております。
5	前文 10行目	修正案:ろう者等が自ら希望する言語またはコミュニケーション方法を使用できる機会が十分に確保されているとはいえず 理由:自信が選択しているという表現がないため、今後手話言語に関わる人にとって、聴覚障害者はすべて手話言語が必要という誤解を生みかねないため。	1	【反映困難】 前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の由来、理念、目的などを述べた文章であり、具体的な規範を定めるものではありません。 議員提案である本条例案においては、協議の核となった考え方や視点を前文に置いているものです。
6	前文 21行目	修正案:手段であることを認識するとともに、 理由:私たちの文言が入ることで、ろう者と聞こえる人(手話を知らない人)という分断のイメージができてしまう。また、ろう者は県民ではないのか?という疑問も抱かせてしまうため。	1	【反映困難】 前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の由来、理念、目的などを述べた文章であり、具体的な規範を定めるものではありません。 議員提案である本条例案においては、協議の核となった考え方や視点を前文に置いているものです。
7	前文 28行目(26行目から)	修正案:手話言語および障がいの特性に応じた意思疎通支援を行う権利に対する理解を深め、障害のある人もない人も、社会を構成する一員として、互いに尊重し合い、安心して暮らすことのできる	1	【反映困難】 前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の由来、理念、目的などを述べた文章であり、具体的な規範を定めるものではありません。 議員提案である本条例案においては、協議の核となった考え方や視点を前文に置いているものです。
8	第1条	「この条例は、手話が独自の文法を持つ、一つの言語であるという認識の下、手話言語の～」としていただきたい(下線部分を追記)。	1	【記述済み】 第2条の手話言語の定義において独自の言語体系を持つことを記述しております。言語体系には文法を含みます。
9	第2条第1号	手話言語 ろう者とろうベース盲ろう者が、… ろう者だけではなく、盲ろう者も加筆してほしかったです。	1	【その他】 本条例は手話言語に係るものであるためこのような表現となっておりますが、盲ろう者の方々への支援についても引き続き取り組んで参ります。

10	第2条第2号	修正案:ろう者等 文末に盲ろう者の説明と、ろう者等に盲ろう者を含むという文言を追加 理由:前文文頭に盲ろう教育の歴史など細かく言及しているにも関わらず、条例文内に盲ろう者に関する記載がないため。盲ろう通訳介助者は記載されているが、ろう者の定義を読んだ際に、聴覚障害に関わっていない県民にとっては、ここに盲ろう者も含まれているとは読み取れないため。	1	【反映困難】 前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の由来、理念、目的などを述べた文章であり、具体的な規範を定めるものではありません。 議員提案である本条例案においては、協議の核となった考え方や視点を前文に置いていますが、条文化にまでは至らなかったものも含まれます。
11	第2条第4号	手話言語通訳者等・・・「盲ろう通訳介助者」とあるが、「盲ろう者通訳・介助者」が、正式な表記ではないでしょうか？また、盲ろう者の意思疎通をする相手は、必ずしもろう者以外ではないように思います。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、「盲ろう通訳介助者」を「盲ろう者通訳・介助者」に修正します。
12	第2条第4号	盲ろう通訳介助者:正式名称は「盲ろう者通訳・介助者」です。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、「盲ろう通訳介助者」を「盲ろう者通訳・介助者」に修正します。
13	第2条第4号	・盲ろう通訳介助者→正しくは「盲ろう者通訳介助者」と思われます。 ・盲ろう通訳介助者その他のろう者とろう者以外の者との・・・ →盲ろう者通訳介助者を行う者「、」は入りますか？ ・手話言語の通訳を行う者、と その他のろう者とろう者以外の者との意思疎通を支援する者 は別ですか？ この文章は分かりにくく感じました。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、「盲ろう通訳介助者」を「盲ろう者通訳・介助者」に修正します。 なお、「手話言語の通訳を行う者」は、例示的に表記しており「ろう者とろう者以外の者との意思疎通を支援する者」の中に含まれます。
14	第2条第4号	この中に、ろう者の子であるコーダを含めていただきたい。コーダも意思疎通を家族という枠の中で果たしており、その存在も明示していただきたい。	1	【記述済み】 第2条第4号は、ろう者とろう者以外の者との意思疎通を支援する者と定義しており、ご意見のコーダも含まれると考えます。
15	第2条第4号	手話言語通訳者等 手話言語の通訳を行う者、盲ろう者通訳・介助者で、意思疎通を支援する者という。ろう者とろう者以外の者との・・・では、ろう者が重複ろう者の意思疎通支援、ろう者が高齢ろう者の意思疎通支援も実際に実施しているので、「ろう者とろう者以外の者との」を省いてほしいです。	1	【反映困難】 本号は「手話言語通訳者等」の定義をしているものでありますので、「ろう者とろう者以外の者との」を省くことはできないものと考えております。
16	第2条第4号	名称の変更依頼 盲ろう通訳介助者→盲ろう者通訳・介助者	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、「盲ろう通訳介助者」を「盲ろう者通訳・介助者」に修正します。
17	第2条第4号	「手話言語通訳者」を「手話通訳者」に修正した方がいいと思います。理由は、関東地区の東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・群馬県の各手話言語条例を調べてみたら「手話通訳者」を採用しています。	1	【反映困難】 手話は言語であるとの認識から、本条例においては「手話言語通訳者」としております。
18	第3条第1項	病院や警察などの緊急の時に、手話通訳を依頼するシステムがあるにも関わらず、通訳を依頼してもらえない事例が沢山あった。筆談ですれば通じると思っている人が多い。しかし、自分の命にかかわる出来事や医師からの説明など、自分たちが生きてきた大切な「手話」で自分の考えをきちんと伝えたい。公的なところできちんと情報保障が受けられるよう、この条例に期待したい。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、手話言語に対する県民の理解の促進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して参ります。

19	第3条第2項	<p>主人が経営する木工店を手伝うようになった8年前、来店された母娘さんが手話で会話していました。実際に目の前で手話を見たのは初めてでした。聴覚障害をお持ちだったのは上のお嬢さんでした。わたしはその時すぐに「自分も手話を学んでみたいですよ」と話しかけました。子供のころ、補聴器を付けてろう学校に通っていた近所の男の子のことが、ずっと忘れられなかったからです。耳が聞こえなかったので声が大きく、動作も少し乱暴に見えたその男の子に、わたしは親切に接することができませんでした。手話の学習を始めるきっかけをくれた母娘さんたちとは今も交流が続いています。</p> <p>手話講座や学習会で手話を教えてくれるのは、手話通訳士の方たちと地域のろう者の方たちです。驚いたことは、ろう者の方たちの明るさ、朗らかさです。優しくたくましいろう者の方たちは、過去にいじめられたり、厳しく当たられたり、辛かった思い出も全部しまい込み、少しでも手話を体験し、自分たちとコミュニケーションをとってくれたら嬉しいと伝えてくれました。手話はろう者の命であるとも教えてくれました。手話を守って行く、その情熱の深さに感動しました。手話の魅力はろう者の方の魅力そのものだと思います。わたしは手話はまだまだ未熟ですが、学習を続け、いつか自分らしい手話表現ができるようになりたいです。ろう者の方たちと日常会話を楽しみ、時には役に立てるようになりたいです。触手話も勉強したいです。</p> <p>山梨県手話言語条例が制定され、ろう者の方たちが、手話を頑張って守ってきてよかった、と思え、いたるところで手話があふれ、笑顔がたくさん咲く山梨県になることを願います。</p>	1	【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。
20	第3条第2項	<p>人は言葉を使って考え、思いを伝えあいます。手話はろう者の大切な言語です。手話を普及させるときは、技術としての手話だけではなく、ろう者の生活や文化など含めて、必ずろうの方々の意見を聞いて進められることを希望します。</p> <p>また、手話言語法の制定を機会に、他のさまざまな障がいの方々への配慮も出来る社会になることを願います。</p>	1	【修正加筆等意見反映】 第7条第2項に関係団体と意見交換を行って施策を推進することを記述しておりますが、当事者の方々との連携を明確にするため、「関係団体」を「聴覚障害者関係団体」に修正します。
21	第3条第3項	<p>他人の表記が、他人とは？と、分かりにくく感じました。</p>	1	【その他】 「他人」は障害者基本法第22条における「他人」と同意義であり、当事者以外の者全てを指し、家族、親族も含まれます。
22 23	第4条	<p>県民みんなに聴覚障害者の理解や手話についての普及を図る為に、県が責任を持って様々な取り組みをしてほしい。例えば、手話パンフレットや手話を身近に感じる表示方法で県民の目に届くような普及方法を取り入れてほしい。</p>	2	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。
24	第4条	<p>第5条、第6条において県民、事業者の役割について言及しているのであれば、施策の実施に関して市町村の責務についても明記する必要があると思う。</p>	1	【反映困難】 県は市町村の責務を定める立場にありませんが、連携して取り組みを進めて参ります。
25	第4条、第6条、第16条など	<p>基本理念ののっとり、ろう者が手話言語で不自由なく主体的に社会参加・生活が送れるように。例えば、事業所側の予算の都合で手話言語通訳者が付かず、ろう者が希望しても参加を断念せざるを得ない。県手話言語条例の制定は必須。</p>	1	【その他】 第4条第1項のとおり、県は関係機関や関係団体と連携して手話言語を使用しやすい環境の整備を推進して参ります。
26	第4条第1項	<p>市町村の自治体の中には、手話言語条例について積極的に理解をしていただけないようなところもあると思います。県からの市町村の関係機関への指導、連携のもと自治体の施策推進会議などが作られることを望みます。そのうえで手話サークルなどと連携し在住のろう者が意思疎通しやすい環境を作ることができるように取り組むことができれば良いと思います。</p>	1	【その他】 県は市町村に指導を行うものではありませんが、条例の目的を達成するために市町村と連携して取り組んで参ります。

27	第4条第2項	「県は、…、市町村が…行うよう努める。」努めるのは県なのか市町村なのか意味が不明。努めるではなく支援するとか援助するというような意味のほず。市町村が何かをやるよう支援するのか。市町村がやる場合支援するのか。文章として理解が難しい。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、「2 県は、手話言語の理解及び普及等に関する施策を講ずるに当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村が手話言語の理解及び普及等に関する施策の実施に関する助言その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。」を「県は、手話言語の理解及び普及等に関する施策を講ずるに当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村に対し、手話言語の理解及び普及等に関する施策の実施に関する助言その他の必要な協力を行うものとする。」に修正します。
28	第4条第2項、第3項	県のイベントならびに市町村のフォーラム等、手話通訳や要約筆記が必要ならば手配するとしているそうですが、そもそも情報発信時に通訳が必要かどうかの文言もないのが現状です。通訳が必要かどうか？を聞こえない方側にゆだねるのではなく、情報発信時に文言を載せるのはスタンダードにすべきだと思います。将来的には必要かどうかではなく、どんな場面にも通訳がいるのが理想です。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
29	第4条、第7条	「関係団体」が何を指すのか不明で、例示等が必要。また、市町村などとまとめて市町村等とするのは混乱する。行政と民間では主体が違うので「市町村及び関係機関」と「関係団体」を分けて記載する必要がある。	1	【修正加筆等意見反映】 第7条第2項に「関係団体」と意見交換を行って施策を推進することを記述しておりますが、当事者の方々との連携を明確にするため、同項にあっては「関係団体」を「聴覚障害者関係団体」に修正します。
30	第5条	もっと多くの方が手話が言語である事を理解すべきだと思います。健常者が口を使ってお話すると同じように、難聴者が手話を使って会話する世界も普通であるべきだと思います。その為に県は手話言語に対する理解と情報を県民に対して、広く発信していく必要があると思います。	1	【記述済み】 第4条第2項において、手話言語の理解及び普及を県の責務として記述しております。
31	第5条、第6条	県民及び事業者の責務に関し、協力先を「県が実施する…施策」に限定しているが、県だけでなく、市町村等、関係団体、ろう者及び手話言語通訳者等が行う施策、事業、取り組み等への協力を明記すべき。	1	【記述済み】 第4条第1項及び第2項に記述のあるとおり、県は市町村や関係団体等と連携して取り組みを進めるため、ご意見の取り組みも広く県の施策に含まれるものと考えます。
32	第6条	医療機関も含まれますか？山梨県は医療機関でのろう者、手話言語に対する理解が乏しいと感じます。患者は病状、治療内容の理解が必要であり、それは自己選択、自己決定につながります。医療従事者側は診断名、治療内容を説明し、理解したうえで自己選択、自己決定をしてもらう役割、責任があります。この過程で相互に意思疎通が行われる必要があります。この過程が十分ではないと感じることが多いです。誰一人取り残さない山梨県となるよう、内容の充実した条例に期待します。	1	【その他】 事業者には、医療機関も含まれます。ご意見は参考とさせていただきます。

33	第6条、第13条他	ろう者の職業や雇用に関わる相談窓口であるハローワークに、手話言語通訳者を設置してください。 現在ハローワークには「手話協力員」(1か月に数時間のみの)、聴覚障害者情報センターには「就労支援ワーカー」という役割がありますが、これだけではとても不十分です。 ろう者が聞こえる方々と同様にいつでも職業相談や選択ができるよう、窓口であるハローワークに、常に意思疎通を支え且つ相談できる人材がいることが必要と考えます。 ろう者が働きやすい環境整備、合理的配慮が必要な事業所にとっても、また職業選択を考える学生がいる学校等にとっても有益だと思います。	1	【その他】 ハローワークは国の機関であります が、県は関係機関や関係団体と連携して手話言語を使用しやすい環境の整備を推進してまいります。
34	第6条第2項	これには、事業者がろう者の基本知識を得る必要があります。ろう者に対する理解を高めてほしいです。県市は事業者に理解を高めてもらう施策を講じる努力を進めてもらいたいです。ろう者に対する理解不足を感じます。	1	【記述済み】 第4条第1項において、手話言語の理解及び普及を県の責務として記述しております。 なお、ろう者を含む障害者に対する理解の促進については障害福祉施策として総合的に推進しているところです。
35	第7条	関係団体による審議委員会を設置し定期的に条例で定められた施策の状況を把握、確認する作業が不可欠である。	1	【記述済み】 関係機関や関係団体と連携していくことについて、第4条第1項に記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。
36	第7条	山梨県手話言語条例が制定されたあと、委員を決めて検証・見直しをする委員会があるといいと思います。	1	【記述済み】 関係機関や関係団体と連携していくことについて、第4条第1項に記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。
37	第7条	条例制定に向けご尽力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。ぜひ実のある条例とするためにこの条例に特化した委員会、会議等の設置を望みます。	1	【記述済み】 関係機関や関係団体と連携していくことについて、第4条第1項に記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。
38	第7条	施策の策定及び推進については、継続的な審議がなされるよう、当事者及び関係団体が委員を担う審議委員会等を設けてください。	1	【修正加筆等意見反映】 第7条第2項に「関係団体」と意見交換を行って施策を推進することを記述しておりますが、当事者の方々との連携を明確にするため、「関係団体」を「聴覚障害者関係団体」に修正します。 また、公的機関や各種関係団体との連携については第4条第1項に記述済みです。 なお、連携の方法については、今後検討して参ります。
39	第7条	手話言語通訳者の労働環境の整備・改善がなされなければ、資質の向上以前に担う者の確保が危うい状態にあります。 ・すべての根幹は教育にあると思います。幼い頃から当たり前に手話言語に触れて育ったならば、手話言語によるコミュニケーションが今よりも容易になることは想像に難くありません。 ・全体を通して、聴覚障害は目に見えない障害なだけに、整備の重要性も見えづらいのかもしれませんが、歩けない方に「歩け」とは言わないのと同様に、マジョリティの言語に合わせさせることのないよう、ろう者の尊厳を守ってください。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、手話言語に対する県民の理解の促進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して参ります。 手話言語通訳者等の労働環境の整備については、第11条第3項において事業者の理解の促進努力について規定しています。

40	第7条第1項	市町村が実施する公民館講座、子供に向けた夏・冬休みの短期集中講座など手話学習の場を増やしてほしい。	1	【その他】 県は市町村に指導を行うものではありませんが、条例の目的を達成するために市町村と連携して取り組んで参ります。
41	第7条第2項	県は前項の施策を推進するため、手話施策推進会議を設置するものとするという条項に変更して頂きたい。関係団体との意見交換は自由に意見が言えることは良いことなのですが、自由に意見交換をしても施策に対する結果が何も生み出せません。手話言語条例で定める理念の実現のため、今後も行政・県議会に一任するのではなく、県民、商工関係者、企業関係者、教育関係者、医療関係者、防災・防犯関係者等と連携・協働して、それぞれの立場で手話に関わり、交流を深めていく中で共生社会の実現を目指さなければなりません。県行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、県民がそれぞれの立場で手話に関わって同じ目標に向かって歩んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。つまり、手話施策推進というような会議が必要と思われます。当協会としては、具体的な施策を定めた手話施策を推進するための方針の策定のため、関係団体との情報・意見交換でなく、きちんとした「手話施策推進会議」を設けるべきと感じます。	1	【修正加筆等意見反映】 第7条第2項に「関係団体」と意見交換を行って施策を推進することを記述しておりますが、当事者の方々との連携を明確にするため、「関係団体」を「聴覚障害者関係団体」に修正します。 また、公的機関や各種関係団体との連携については第4条第1項に記述済みです。 なお、連携の方法等については、今後検討して参ります。
42	第7条第2項	関係団体との意見で終わるのでなく、ろう者、県民、事業者、教育、医療、警察、交通関係の人たちと連携しての会合が必要です。具体的な施策を求めて手話施策を推進するための会議を付けた方がいいと思います。	1	【修正加筆等意見反映】 第7条第2項に「関係団体」と意見交換を行って施策を推進することを記述しておりますが、当事者の方々との連携を明確にするため、「関係団体」を「聴覚障害者関係団体」に修正します。 また、公的機関や各種関係団体との連携については第4条第1項に記述済みです。 なお、連携の方法等については、今後検討して参ります。
43	第7条第2項	この様な条例ができたことは、非常に喜ばしいことです。実効力がある内容にするために、関係団体と十分協議のできるしくみにして欲しいです。	1	【記述済み】 関係機関や関係団体と連携していくことについて、第4条第1項に記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。
44	第7条第2項	実効性のある施策の策定や推進のため、当事者であるろう者や手話通訳者など関係者が参画できる「手話言語推進協議会」(仮称)のような検討会議の設置について、条例に盛り込むべきではないかと思えます。	1	【修正加筆等意見反映】 第7条第2項に「関係団体」と意見交換を行って施策を推進することを記述しておりますが、当事者の方々との連携を明確にするため、「関係団体」を「聴覚障害者関係団体」に修正します。 また、公的機関や各種関係団体との連携については第4条第1項に記述済みです。 なお、連携の方法等については、今後検討して参ります。
45	第7条第2項	第7条2 施策を推進するため、関係団体との間において情報及び意見の交換を行うものとする →手話言語条例施策推進委員会としての会議設立を求めます。 いつでもどこでも手話言語が使える、手話言語通訳者がいる環境の整備のためには行政だけではなく、医療・教育・警察・学校・商業関係等の関係者と一緒に情報や意見交換する場所が大切です。	1	【記述済み】 関係機関や関係団体と連携していくことについて、第4条第1項に記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。

46	第8条	英語と同じように、簡単な挨拶から日常会話くらいは、小学校・中学校から学ばせるべきである。奉仕員養成講座に参加したことを機に、聴覚障害者を支援したいと思うようになった。今回、手話言語条例の制定されれば、もっと関わりたいと思う方が増えるのではないかな？	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
47	第9条	9月23日は手話言語の国際デーであり、日本の山梨県においても手話の理解と普及を図るため盛大に祝うべきである。	1	【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。
48	第9条	・手話通訳士の設置 ・聴者は幼少期から手話の理解、簡単な手話を親しむことが必要。例えばろう者を話したいとき、手話が出来ない場合どうすればいいのかわからなかった。筆記で意思疎通する事など、教えてもらう機会が欲しい。 ・イベント交流会の開催で、ろう者が聴者に何を希望しているか聞きたい。例えば一緒に仕事をする際、ろう者に対してなにを気をつけたらよいか。 ・手話のアニメを作ったり、キャラクターを作ってみる。山梨のPR動画で手話に入れて作る等 ・手話カフェ、交流場の設置	1	【その他】 県として施策を推進することにより、手話言語に対する県民の理解の促進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して参ります。 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。
49	第9条	ふさわしい事業内容に期待します。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
50	第9条	修正案：世界ろう連盟が9月23日を手話言語の国際デーと定めたこと、世界中で手話言語の認知などを進める日であること。その決定を尊重し、県でも同日をやまなし手話言語の日と定めることを追記。	1	【その他】 条例の周知の際の参考にさせていただきます。
51	第9条	県主催でやまなし手話言語の日事業を行うことは大きな意義があると思います。聴覚障害当事者団体等と一緒に、手話言語の普及にふさわしい事業が実施されることを楽しみにしています。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
52	第9条第3項	「やまなし手話言語の日」を設ける以上、事業実施について努力ではなく、何らかの具体的な事業を実施するよう求めます。ついては、「…実施するように努めるものとする」を「実施する」にすべき。	1	【その他】 ご意見の点につきましては、どちらの表現も同じ内容であると考えます。
53	第10条	テレビ番組の地域のニュース(NHK,民放)には手話通訳者のワイプが挿入されていない。民放テレビのわずかな広報だけでは不十分である。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、事業者や県民の理解の促進を図って参ります。
54	第10条	情報発信について、県知事会見等の県政記者会見時の手話通訳設置がなされていますが、ニュース放映時は、手話通訳の姿が画面から消えています。情報発信としてしては不備であると思います。誰もが視聴するテレビですので手話通訳者が見える配慮をお願いします。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、事業者や県民の理解の促進を図って参ります。
55	第10条	追加希望：聞こえない子どもの親の9割が聞こえる人であるというデータを鑑みると、自分の子どもが聞こえないと分かった時点で、人工内耳だけ、補聴器だけといった偏った情報提供ではなく、当事者との面談など、幅広い情報提供を行える仕組みづくりが必須である。そのため、医療機関がろう児の保護者に対して情報発信をする際に、医療面は医師から、言語面(手話の必要性など)は手話言語の専門家(ろう当事者ソーシャルワーカー、または手話言語学者など)から、社会面は同じ山梨に住むろう者からといった多様な情報提供の機会創出の必要性、また県はその体制づくりに対し全面的に協力する旨を条文に盛り込む必要がある。	1	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。

56	第10条、第13条	聞こえない人が不便な思いをしていることがまだまだたくさんあります。 県の公的機関に手話言語で通じる環境が必要です。手話通訳士を配置したり、視覚で情報を得られるような工夫が必要です。 県の公的機関以外の場所においても聞こえない人が利用しやすいサービスの提供をするように事業者に必要な支援、助言、協力を行ってほしいです。 また、聞こえない人が働きやすい環境の整備のための事業者に必要な支援、助言、協力を行ってほしいです。	1	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。 県としては、関係機関や関係団体と連携して手話言語の理解及び普及等を推進して参ります。
57	第10条第3項	手話言語通訳者の公的機関(県庁、病院、ハローワーク、免許センター等)への設置の文言を入れてほしい。	1	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。
58	第10条第3項 2行目	手話言語通訳者_の派遣…「等」を加筆する。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、「手話言語通訳者」を「手話言語通訳者等」に修正します。
59	第10条第4項、第5項	本来市町村が行うべき業務ではないか。体制や環境の整備を県が行うのは理解できるが、市町村のやるべきことが他に書いてないため、県がサービスの主体のように読めてしまう。	1	【その他】 県は市町村と連携して取り組みを進めることとしており、サービスの主体は県の場合、市町村の場合があると考えます。
60	第10条第5項	県は、ろう児とろう者が事件や救急(災害時を除く、警察と消防)、医療、介護、保健又は…事故や事件、救急などに、手話コミュニケーションを必要とするろう者とわかっていながら、聴こえる人を優先にしてしまうケースがたくさんあります。意思疎通支援を活用するよう働きかけてほしい。ろう児も手話言語通訳を必要とする医療や福祉の場面があります。	1	【その他】 第4条第1項のとおり、県は関係機関や関係団体と連携して手話言語を使用しやすい環境の整備を推進して参ります。 なお、第10条の「ろう者」にろう児も含まれます。
61	第11条	担い手の確保拡充のためには予算措置を講じてほしい。手話通訳者の養成、現認研修は山梨県の地域的な環境や社会情勢の変化をふまえての検討が必要である。	1	【記述済み】 財政上の措置については第16条に規定しております。
62	第11条	盲ろう者通訳・介助者の確保のために、盲ろう者通訳・介助者養成講座を毎年開催して下さい。盲ろう者教育は、素案冒頭にもあるように山梨県で始まったことでもあり、是非盲ろう者のことを載せて下さい。例えば、ろう者が盲ろう者になった場合、触手話を習得する学習会も必要かと思います。	1	【その他】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定するものでありますが、ろう者及び盲ろう者を含む障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」のもとで総合的に推進されます。
63	第11条	手話言語通訳者が他の言語通訳者と違うところは、顔の表情や体を使う非手指動作がありそこを駆使して通訳します。高い技術と専門性が必要です。長く勉強が必要となり、厳しい通訳者試験に合格し、その後の経験値がろう者にとってわかりやすい情報供給になっています。そのような専門職としての地位確保(常勤雇用、社員雇用)を労働条件に明記し安心した環境で働けるようお願いしたいです。養成につきましては県、市町村が主体となり財政援助がなされ、関係団体と協力し合い養成講座等の実施をすることを希望します。	1	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。 なお、手話言語通訳者等の労働環境の整備については、第11条第3項において事業者の理解の促進努力について規定しています。
64	第11条	山梨県内行政に設置手話通訳者の身分保障の改善や設置手話通訳者としての専門性を理解したうえで環境整備体制をお願いしたいです。	1	【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。

65	第11条	奉仕員講座の修了者が通訳を目指すためのレベルアップ講座を各市町村で実施して欲しい。	1	【その他】 県は市町村に指導を行うものではありませんが、条例の目的を達成するために市町村と連携して取り組んで参ります。
66	第11条第1項	手話通訳養成に力を入れて下さい 特に郡内地域で学習するには甲府まで通う必要があり、断念せざるを得ない人が多くいます	1	【記述済み】 第11条第1項に手話言語通訳者等の養成について記述しております。ご意見は今後の取り組みの参考とさせていただきます。
67	第11条第3項	養成に関する部分なので「手話言語通訳者等及びその指導者」の文言追加をすることによって養成講師に対する労働環境が含まれるように思います。	1	【反映困難】 この項は手話言語通訳者等について記述しており、手話言語通訳者等の定義は第2条第4号のとおりです。
68	第11条第3項	文言の追加 事業者の理解の促進→市町村・事業者の理解の促進 (理由:手話言語に特化した手話通訳士資格を有しても、雇用主の理解が得られず、労働環境が整備されず、やむなく辞職する手話言語通訳者がいる。ろう者が安心して手話言語を使用し生活し、1県民として活躍するためにも理解の促進に力を入れていただきたい。)	1	【その他】 雇用者としての市町村は「事業者」に含まれます。
69	第11条第4項	私は、山梨県立ろう学校幼稚部で発音や読話訓練を受け、小中高は地域の学校へ通いました。手話獲得の機会もなく、きこえる家族とは手話を使うこともなく口話でコミュニケーションをしてきました。口話でのコミュニケーションは限界を感じ、きこえない自分がとても嫌で自信がなかったです。また、両親もきこえない娘を産んだことで、自分を責めていた時期がありました。社会人になり、きこえない仲間と出会い、手話言語を獲得したことで、きこえない自分に自信が持てるようになりました。手話言語の獲得があれば、きこえないことをありのまま受け止めつつ、ろう児やその家族に手話獲得する機会を与える体制をしっかりしていただきたくことを望みます。	1	【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。
70	第11条第12条	・公的機関には手話言語通訳者の常駐が望ましいです。 ・行政に設置された手話言語通訳者の身分保障を厳守してください。 ・手話は言語であることを受け、福祉分野のみの議論になることのないよう、生活全般における手話言語の保障をお願いします。	1	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。
71	第12条	私が通っていた地域の小中高時代は、手話で学ぶ環境がなく、口話で授業を受けました。口話での授業は内容をつかめずに、きちんと学べなかったことの悲しい記憶があります。きこえない子どもが通う学校には、手話言語を用いた授業をぜひ行えるよう環境の整備をぜひよろしくをお願いします。	1	【記述済み】 ご意見の趣旨については、第12条第3項のとおり取り組んで参ります。
72	第12条第2項	「ろう児等に対する手話言語に関する学習の機会の提供し、習得するための切れ目のない学習環境の整備及びろう児等の保護者から」としていただきたい(下線部分を追記)。	1	【記述済み】 「学習の機会の提供」の中には御意見の趣旨も含まれると考えます。なお、本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。
73	第12条第3項	ろう児等が通園し、また通学する学校等の設置者に対し、ろう児などが手話言語で学ぶ権利及び情報保障の確保のため「手話言語を第1言語とする聴覚障害者の教職員の配置に努めるものとする」を追記すべき。	1	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。

74	第13条	ろう者、盲ろう者が、デイサービス、ショートステイ、老人ホームのような施設でサービスを受ける時、手話や触手話でサービスを受けられる環境があることを望みます。	1	【その他】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定するものでありますが、ろう者及び盲ろう者を含む障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」のもとで総合的に推進されます。
75	第13条	聴覚障害を持つ知人がいます。職場について、圧倒的に情報が少ないという話をよく聞きます。朝礼、会議、仕事の内容説明に関すること。何を言っているのかわからない。仕事を辞めてしまう原因でもあると思います。聴覚障害者だけではなく、会社の損失にも繋がる事だと思います。多くの聴覚障害者の社会参加にも繋がる手話言語条例。ぜひ、成立させて改善をすることを願います。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
76	第14条	ろう者による普及啓発もこれまで山聴協などでも活発に運動をされ、これからも大切な当事者活動だと考えます。当事者にプラスして、各種団体としての普及啓発という項目を設けて頂きたい。山梨コーダの会も同様な目的をもって活動しているので意見させていただきます。	1	【記述済み】 第4条第1号において、県は関係団体と連携して手話言語を使用しやすい環境の整備を推進することを記述しております。
77	第14条	ろう者の団体だけではなく、コーダ当事者、ろう児も手話言語の普及及び啓発ができるよう学習の機会を位置づけを。明記しないと意識が薄くなるのではと思います。 ヤングケアラーにコーダ(聴こえない親をもつ方)も含まれており、コーダも幼年期から手話を第一言語として自然にと育ちます。社会がコーダに対する理解や、コーダ当事者も受容ができるよう支援も含めてください。	1	【記述済み】 第4条第1号において、県は関係団体と連携して手話言語を使用しやすい環境の整備を推進することを記述しております。
78	第15条	「ろう者が組織する団体」が調査研究に関わることが重要であるため、同団体を調査研究を行う側又は、連携協力先かどちらかに記載すべきではないか。	1	【記述済み】 ろう者が組織として行う場合も含まれます。
79	附則第2条	前述の「審議委員会」の設置を強く要望する。条例が画餅に終わらず生きた条例として広く共生社会に寄与することを願う。	1	【反映困難】 附則第2条は条例の規定を見直す際の検討手続きを定めたものです。 第7条第2項に関係団体と意見交換を行って施策を推進することを記述しております。 また、公的機関や各種関係団体との連携については第4条第1項に記述済みです。 なお、連携の方法等については、今後検討して参ります。
80	附則第2条	必要があると認める時ではなく、年に1~2回は、医師・警察・消防・学校関係者などを交え、必ず意見交換を開催していただきたいと思います。手話言語は聞こえない人のためではなく、聞こえない人とコミュニケーションをとるために、県民にとって必要なものであるという認識にたつて、進めていただきたいと思います。	1	【反映困難】 附則第2条は条例の規定を見直す際の検討手続きを定めたものであり、必要がある場合に実施します。 第7条第2項に関係団体と意見交換を行って施策を推進することを記述しております。 また、公的機関や各種関係団体との連携については第4条第1項に記述済みです。
81	附則第2条	真の共生社会を考えるのであれば定期的な委員会・会議が必要だと思います。	1	【反映困難】 附則第2条は条例の規定を見直す際の検討手続きを定めたものであり、必要がある場合に実施します。

82	附則第2条	あらゆる機会に手話及び手話通訳の導入を求めます。私自身は耳が聞こえますが、私の両親はろう者です。聞こえることが前提の社会において、ろう者たちは社会の一員として情報を知る権利があるにも関わらず、聞こえる家族と一緒に同時にろう者が楽しめる機会がほとんどありません。聞こえない家族を持つ聞こえる人が情報を補うことには限界があります。これは、聞こえない子どもを持つ聞こえる親も同じだと思います。手話と手話通訳が大切にされる条例や施策をどうかよろしく願いいたします。	1	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。
83	附則第2条	手話言語条例を制定した後も、ろう者や手話通訳者、そしてろう者の家族を含めた委員会・会議を行ってほしいと思います。	1	【修正加筆等意見反映】 第7条第2項に「関係団体」と意見交換を行って施策を推進することを記述しておりますが、当事者の方々との連携を明確にするため、「関係団体」を「聴覚障害者関係団体」に修正します。 また、公的機関や各種関係団体との連携については第4条第1項に記述済みです。 なお、連携の方法等については、今後検討して参ります。
84		・学校、病院、店、薬局など少しでも手話を覚えてもらいたい。 ・企業もろう者が働いていると思うが、なるべく手話通訳を手配する必要があります。 ・関係団体の意見で終わるのではなく、山梨県民の人に「手話言語」ということを広めよう。 ・防災にてろう者に対して考えてほしい。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、手話言語に対する県民の理解の促進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して参ります。
85		・合理的配慮について 分かりにくいので、ハッキリと明確にお願いしたいです。手話言語条例が出来ても、これだと今迄とあまり変わらないように思う。 ・手話言語条例 県民に浸透、又、理解出来るようにしてほしい。これの意味、また、これが出来た事で、県民がどう変わらなければ、理解しなければいけないのか、等具体的に表明してほしい。	1	【記述済み】 本条例では、前文及び第1条において目指すべき社会について記述しており、県民の役割については第5条に規定しているところです。 なお、合理的配慮については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によるものと同様です。
86		・条例がされるやっとならにもことを嬉しいと思います。 ・ぜひ条例に実効性のあるものにするために関係者を含めた。推進委員会を設けていただきたいと思ひます。	1	【記述済み】 第4条第1項に「関係機関や関係団体」と連携していくことを記述しております。 また、第7条第2項に「関係団体」と意見交換して施策を推進することを記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。
87		条例検討委員会の設置を文言に入れてほしい。今後条例が効果的に活用されるため、当事者を含めた条例検討委員会で定期的な検証をしていただきたい。	1	【記述済み】 第4条第1項に「関係機関や関係団体」と連携していくことを記述しております。 また、第7条第2項に「関係団体」と意見交換して施策を推進することを記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。
88		小中高校に時間割に手話教室(月2回でも)を付けてほしい。又は手話クラブがあるといいですね。店の人が、簡単でいいから店に関するのを覚えてくれるとうれしいです。 県内の人が障害者をまだ知らない人が多いようで、理解してもらいたい。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、手話言語に対する県民の理解の促進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して参ります。

89	今まで手話に接した事の無い人、手話に興味を持った人が気軽に参加できる講習会や親子で参加できる体験会を定期的に開催してほしい。	1	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。
90	手話言語条例の中に盲ろう者が使っている「触手話」も含めて下さい。	1	【その他】 前文で触手話に言及しておりますが、これは議員提案である本条例案において協議の核となった考え方や視点を記述しているものであり、条文化にまでは至らなかったものも含まれます。 本文においては、手話と触手話はコミュニケーション手段として別のものであるため対象としておりませんが、盲ろう者の方々の支援についても引き続き取り組んで参ります。
91	条例施行後、見直しの時期をあらかじめ決定したほうが良い。	1	【反映困難】 附則第2条第1項において「必要があると認めるときには検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」としており、随時対応して参ります。
92	歴史的に今日まで聴覚障害者は不当な優性思想・逸失利益に関し差別を受けている。これらの事項についても今後の対策に記載すべき。	1	【その他】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定するものでありますが、障害のある方々への差別を無くす取り組みを今後も推進して参ります。
93	障害のある人を理解し、配慮ある接し方を行うためのガイドブックを製作(名古屋市では平成27年3月に制作)し、市町村に配布。	1	【その他】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定するものでありますが、障害のある方への理解、配慮については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のもとで総合的に推進されます。
94	手話を話す人は日本語も学んでおり、ほとんどがバイリンガル。すべての県民が、バイリンガルになるべく教育を具体的に検討し、実施すべき。	1	【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。
95	手話言語条例制定に大きな期待を抱いています。充実した内容の条例制定を希望します。また市町村の条例制定にも県として推進をしていただきたいと思います。	1	【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。
96	聞こえない親を持つ聞こえる子どもは、聞こえる親の元で育つ子どもたちと違い、配慮が必要です。親子のコミュニケーションが不十分なまま成長していく子どもたちがいます。聞こえない親に、例えば学校であったことを言っても、親に思うように伝わらなくて、言うことをあきらめてしまう場面を見るときがありました。親子が、手話でコミュニケーションをとれる環境を作ることも条例に盛り込んでいただきたいと思えます。ただし、子どもが手話を覚えることで、親に手話通訳をするというヤングケアラーにならない配慮も必要です。	1	【実施段階検討】 本条例は手話言語の理解及び普及等に関する基本的な事項を規定しており、具体的な取り組みにつきましては、施策推進の段階で検討していくものとしております。
97	災害時における措置 ろう者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村その他関係団体と連携して欲しい。	1	【記述済み】 災害時等における必要な措置については、第10条第2項において規定しております。

98	誰もが暮らしやすい山梨県を作るために、手話言語条例を1日でも早く制定して下さい。現在、日本のみならず世界で手話が見直され注目を集めています。手話というパフォーマンス自体に魅了されている人も少なくない様に思いますが、私の通う手話サークルにも小学生がたくさんくる様になり嬉しい悲鳴をあげています。入り口はなんであれ多様性を素直に受け入れる若い感性が今動き始めているのを感じます。ここで条例が制定されなければ、山梨は10歩も20歩も後退するでしょう。どうか手話言語条例制定を1日でも早く実現させて下さい。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
99	若い人達を手話通訳者を増して行きたいです。	1	【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。
100	手話を勉強中です。障害の隔たりなく過ごせる社会、意思疎通がスムーズに出来ればと思います。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
101	聞こえない方からは県内のニュースを手話付きで見たいとの要望があります。この条例を機に放送していただけるような働きかけをしていただけるとありがたいです。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、手話言語に対する県民の理解の促進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して参ります。
102	聴覚障害者は、自動車免許を取得したくても、教習所が簡単に受け入れてくれない。と聞いたことがあります。自動二輪についてもそのようなことが起こっているようです。福祉は向上していると思っていたのですが・・・以前は、どこでも健聴者と同じようにいろんな教習所で免許を取得していたと思います。向上どころではありません。昔よりいろんなことに過敏になっているのかもしれませんが。受け入れ側は『何かあったらどうする』『会話ができれば指導はできない』ということなのでしょうけれど。手立てはあるのではないかと思うのです。様々な分野で、このようなことが起こっているのではないのでしょうか。どのようにしたら障がい者を受け入れられるのか、などを健常者が普通に考えられる社会になったら、と強く願います。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、事業者や県民の理解の促進を図って参ります。
103	手話は言語であることへの理解、普及の拡がりの必要性を手話学習者として感じます。先ずはこの公的機関でも手話が通じる環境は必要です。	1	【その他】 県として施策を推進することにより、手話言語に対する県民の理解の促進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して参ります。
104	市の障害福祉課(手話言語通訳者)と社会福祉協議会との日頃から連携に努めてほしい。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
105	ろう者の皆さんのために、公共機関には手話言語通訳者の配置について義務化して下さい。	1	【反映困難】 公共機関の内容や利用状況は様々であり、配置の義務化は困難と考えます。
106	地区防災会と社協を通して連携強化に努めて下さい。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。

107		<p>第1条の目的を達成するためには、まず、ろう者・ろう児等と直接仕事を通じて深い関わりを持つ、手話言語通訳者等の社会的地位の向上が図られなければならないと思います。</p> <p>第11条の3では、市町村の障害福祉課に非正規職員として勤務する手話言語通訳者等の職場での身分保障は、一般職員と比較して、給与面は約二分の一以下であり、仕事の方でも手話言語通訳者等が行う本来業務は、ろう者の来庁人数が少ないこともあり、一日僅かな時間だけで、後は一般職員の行う仕事の手伝いを主にしているのが現状であると聞いています。</p> <p>この様に便利屋的な使われ方では、当然やる気も失せようというもので、また給料も14～15万円では、生活面でも厳しく、長く勤められないことから短期間で非正規職員の入れ替え人事が行われ結果的にろう者との人間関係も良好に構築することは難しいのではないかと思います。</p> <p>従って、県の方から市町村に対して、行政サービス向上のためにも手話言語通訳者の雇用は正規雇用とするよう行政勧告・指導をお願いします。</p> <p>また、各地域の聴覚障害者情報センター等から電話ファックス等で手話通訳の仕事を受けて、働いている手話通訳士の労働環境の整備と労働条件の改善についても検討をお願いします。</p> <p>まず、時給が低いことと、手話通訳士として働く時間が1件当たり1～2時間程度の仕事が多い、また、通訳場所へ車で往復する時間もあり、これだけでは専従の仕事として生活が成り立たない。</p> <p>このような状況では、手話通訳士の仕事は、ボランティア的なもので、外から見ても大して魅力は感じられないので、時給を上げる等して魅力ある仕事に変えていかないと後に続く若者等が出て来ない心配があります。</p> <p>要は、今現在、手話通訳士として働いている皆さん方が現状に満足して、真に働き甲斐のある仕事だと思って貰えるように処遇改善し、優秀な人材を集められる労働環境の整備と労働条件を見直してください。</p>	<p>【その他】</p> <p>県として施策を推進することにより、手話言語に対する県民の理解の促進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して参ります。</p> <p>なお、手話言語通訳者等の労働環境の整備については、第11条第3項において事業者の理解の促進努力について規定しています。</p>
108		<p>ろう児の教育を考えた時職員の手話技術の向上も必要だと思います、先生としての教育場面から手話を取り入れるように考えて欲しいと思います。</p>	<p>【記述済み】</p> <p>第12条第3項でろう児等が通学等する学校の教職員の手話言語に関する技能の向上のための措置を講ずる努力について規定しております。</p>
109		<p>条例の内容を読むと、ろう者とあるだけだと思います。山梨では盲ろう者の特性に応じた対応や、生活の質の向上を考えて対応をしています。と分かるような内容が欲しいと思いました。条例の中には養成、質の向上を図ると何か所にも書いてあります。今、盲ろう者通訳・介助者の養成も行われていません、人材も育たないことと同時に、盲ろう者の安心した生活の確保にも影響すると思います。触手話についても言語として明記して欲しいと思います。</p>	<p>【その他】</p> <p>前文で触手話に言及しておりますが、これは議員提案である本条例案において協議の核となった考え方や視点を記述しているものであり、条文化にまでは至らなかったものも含まれます。</p> <p>本文においては、手話と触手話はコミュニケーション手段として別のものであるため対象としておりませんが、盲ろう者の方々への支援についても引き続き取り組んで参ります。</p>

110	<p>手話言語を母語とするろう者のための「手話言語条例」でありながら、表記が日本語書記言語だけというのは、すでにそこで壁を作っているように思えます。</p> <p>パブリックコメントとしてろう者が意見を述べたくても、まず条文を理解するのも日本語書記言語だけでは理解することも難しいのではないのでしょうか。</p> <p>条例を手話で見られるように、動画を二次元コードにするなどの対応をお願いします。</p> <p>また、パブリックコメントの募集についても書記言語のみでなく手話による意見募集の対応へのご配慮をよろしくをお願いします。</p> <p>今後継続的に進捗に応じた審議を行う場合にも、広く手話による意見の募集に最大限努めてください。</p>	1	<p>【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
111	<p>全国で手話言語条例が広がる山梨県ではいまだに条例になっていない事が不思議です。わたしも手話の学びを5年ほど前から始めましたが学ぶ場の少なさや告知が広くされていないことに疑問を感じております。</p> <p>今は健常に耳が聞こえても誰もが、いつ聞こえなくなるかの不安もあと感じています。</p> <p>この条例をきっかけに、障害を持つ方にもやさしい山梨県を！</p>	1	<p>【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。</p>
112	<p>全ての県民が手話言語に対する理解を深め、障害の特性に応じた意思疎通を行う権利を尊重し、障害がある人もない人も、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会実現を目指して、この条例を制定する。</p> <p>正しくその通りだと思います。</p> <p>手話言語を学ぶ立場として、1日も早く手話言語条例が制定されることを望みます。</p>	1	<p>【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。</p>
113	<p>この条例が、きちんと守られているか？協議する場「施策推進会議」ではなく、関係団体と協議していくと記載されております。関係団体も、広い観点から関りがもてるような団体と協議して欲しいです。</p> <p>手話言語の日を、条例の中で記載されていたことは、嬉しく思います。</p>	1	<p>【修正加筆等意見反映】 第7条第2項に「関係団体」と意見交換を行って施策を推進することを記述しておりますが、当事者の方々との連携を明確にするため、「関係団体」を「聴覚障害者関係団体」に修正します。</p> <p>また、公的機関や各種関係団体との連携については第4条第1項に記述済みです。</p> <p>なお、連携の方法等については、今後検討して参ります。</p>
114	<p>・山梨県手話言語条例の実現に向け、具体的に動かれていること、本当にうれしいしやっとここまでできた、との思いです。</p> <p>・現在県が発信する情報にも手話言語通訳者が付く機会が増えています。しかし県議会をその場で傍聴したい場合の情報保障はありません。「聞く権利」「知る権利」等、聞こえる人には当たり前の部分にこの条例が関わっていることを県民が知ることができるような情報発信をしてほしいと思います。</p> <p>・これから担うろうの子供たちの教育環境、ろう児(者)としてのアイデンティティが持てる教育環境の充実が具体的にどのようなものにしてほしいと思います。</p>	1	<p>【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
115	<p>市町村の責務についても記載すべきである。</p>	1	<p>【反映困難】 県は市町村の責務を定める立場にありませんが、連携して取り組みを進めて参ります。</p>

116		手話にふれて、大切と必要を認識しました。少しでも多くの人が意思疎通ができたなららしの共創、つながりが築け、いろんなひろがりができるのでは？ 災害の時も情報を知らせるのに困るので、手話の仕事が仕事として生活できる変革へ学校の教育の一部に入ったらいいなと思います。 あいさつから気がついたからできていた？やはり若い内からが手話の大切、必要性をよろしく願い致します。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
117		山梨県手話言語条例の制定を待っていました。とても嬉しく思います。 山梨県手話言語条例が有意義となるよう、山梨県民として協力したいと思います。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
118		条例はとても喜ばしい事です、もうちょっと実態をつかんでの条例文になっていただきたいです。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
119		声なき手話言語を通して事例を取り上げ、手話施策推進委員会を設けていただきたいです。	1	【記述済み】 第4条第1項に関係機関や関係団体と連携していくことを記述しております。 また、第7条第2項に関係団体と意見交換して施策を推進することを記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。
120		条例制定後、進捗状況や課題を定期的に協議できる委員会の設置を願います。	1	【記述済み】 第4条第1項に関係機関や関係団体と連携していくことを記述しております。 また、第7条第2項に関係団体と意見交換して施策を推進することを記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。
121		1ページにある「山梨県手話言語条例」(素案)の前文に同意します。その精神に従い、山梨県手話言語条例を制定していただきたい。 障害のある人もない人も、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すことが、社会にとって重要だと思います。聴覚障害者にとっては、手話が手話言語として広く普及することが安心して暮らすことに繋がると思います。是非、「山梨県手話言語条例」を制定して欲しい。	1	【その他】 ご意見は参考とさせていただきます。
122		手話が必要な聴覚障害者には、どこでも電話リレーサービス、あるいは遠隔手話通訳を利用できるように。 筆談が可能な聴覚障害者には、どこでも音声文字変換アプリが使えるように。 そんな仕組みを作ることが先ずは簡単にできることかと思えます。	1	【その他】 ご意見として今後の取組の参考にさせていただきます。
123		山梨県手話環境整備施策推進懇談会が必要ですので、「山梨県手話言語条例」の中には是非入れてください。	1	【記述済み】 第4条第1項に関係機関や関係団体と連携していくことを記述しております。 また、第7条第2項に関係団体と意見交換して施策を推進することを記述しております。 なお、連携の方法や形態については、今後、必要に応じて検討するものと考えております。